

平成22年5月20日

神奈川県県民部青少年課 地域環境グループ 御中

郵便番号 105-0003
住 所 東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4階
氏 名 社団法人電気通信事業者協会
電話番号 (03)3502-0991

「神奈川県青少年保護育成条例の改正骨子案」について

「神奈川県青少年保護育成条例の改正骨子案」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話・PHS事業者の意見を当協会が代表して以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

＜今回の条例改正の方向性について＞

今回の「改正の方向性」に書かれているとおり、青少年の健全育成には、ご家庭の方々、及び各自治体の方々を含めた社会全体の協力が重要であることについて、事業者としても強く認識しております。各自治体の方々には、民間事業者の自主的な取り組み推進に引き続きご協力を賜りたいと考えております。

＜青少年保護育成条例改正骨子案(4)インターネット環境の整備関係について＞

(4)インターネット環境の整備関係の項目において、保護者やお子様にはフィルタリングサービスの必要性をご理解頂き普及促進することの重要性については、事業者においても強く認識しており、今後も普及促進に向けた民間事業者の取り組みを継続・強化していく所存です。

本条例改正骨子案のフィルタリング解除時の保護者からの解除理由申出に関する事項等については、その趣旨・目的理由を明確にさせていただくと共に、これらの運用方法が事業者には過度な負担とならないよう、ご配慮いただきたく存じます。また、本関連事項に関しては、今後も意見交換等を通し、事業者による自主取組の実施状況や各種法令との整合性等もご考慮いただきますようお願い致します。

＜改正後の対応について＞

民間事業者では、青少年の適切なインターネット利用の発展やフィルタリングサービスの普及状況に応じて、その効果を鑑みながら施策を適宜見直しております。条例に規定される義務内容についても同様に、青少年をとりまく状況や、民間の自主的な取り組みもふまえ、適宜見直し(緩和)をしていただきたいと思います。

以 上